

平成 29 年 4 月 17 日

Press Release
報道関係各位



保険薬局における不正請求事案について(見解)

「保険薬局における不正請求事案」に対する、日本薬剤師会の見解を公表しました。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課
電話：03-3353-1171
FAX：03-3353-6270

日 薬 業 発 第 24 号

平成 29 年 4 月 17 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

保険薬局における不正請求事案について（見解）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、本件について別添のとおりプレスリリースを行いました。

取り急ぎお知らせいたしますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

保険薬局における不正請求事案について（見解）

平成 29 年 4 月 14 日付けの業界紙において、調剤薬局チェーンのクオール株式会社が開設する「クオール薬局秋田飯島店」（秋田県秋田市）において、保険調剤に関する不正行為が行われたとの報道がありました。

報道によれば、同薬局では昨年 4 月に改定された調剤報酬の調剤基本料について不正に高い点数を算定するため、点数表の要件に定められた処方せんの集中度を意図的に低い割合とするよう、同一グループ内の他の薬局で受け付けた処方せんを秋田飯島店で受け付けたものとして保険請求する、いわゆる付け替え請求を行っていたとされています。また、こうした報道に対して、当該薬局を監督する同社のブロック長並びに本社はその事実を認めており、本会としては事実関係を直接確認すべく同社に説明を求めていたところですが、残念ながら未だ説明責任は果たされていない状態です。

今回の事案は、調剤報酬の詐取を目的とした意図的な行為であり、健康保険の健全な運営を著しく損なうだけでなく、薬剤師として調剤実体のない薬局から保険請求を行うという、薬剤師倫理にも悖る許しがたい行為です。さらに、当該薬局や同社に勤務する薬剤師、開設者への批判にとどまらず、多くの善良な薬剤師、薬局が長年にわたり築き上げた信頼を、一瞬にして貶める行為で、百万言を費やしても申し開きのできない事実と考えます。

本会会員のみならず、すべての薬剤師が高い倫理観と専門職としての矜持を持ち、社会から信頼される医療人として、日々の業務に取り組むよう、強く求めるものであります。

この事案に関わった薬局に勤務する薬剤師が本会の会員か否かを問わず、職能団体を代表する者として、国民・患者並びに医療等関係者の方々に、衷心よりお詫びを申し上げます。そして、二度とこうした不心得な薬剤師が現場に立つことのないよう、改めて会員に注意を喚起する所存です。

平成 29 年 4 月 17 日

日本薬剤師会

会長 山本 信夫